

都留市事務分掌規則及び都留市事案決定規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市規則第 5 号

都留市事務分掌規則及び都留市事案決定規則の一部を改正する規則
(都留市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 都留市事務分掌規則(昭和 52 年都留市規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の表を次のように改める。

| 部 | 課 | 室及び担当 | | 事務分掌 |
|-----|-----|--------------|------------------------------|--|
| 総務部 | 総務課 | 秘書担当 職員担当 | | 市長及び副市長の秘書に関する事 儀式及び褒賞に関する事 交際及び渉外に関する事 市長会に関する事 公聴広報に関する事 国際交流及び地域間交流に関する事 職員の定数及び配置に関する事 職員の給与に関する事 職員の分限、賞罰及び服務に関する事 職員の研修に関する事 職員団体に関する事 職員の福利厚生及び健康管理に関する事 職員の公務災害補償に関する事 市町村職員共済組合に関する事 公告式に関する事 条例、規則等に関する事 市及び字の境界変更、廃置分合に関する事 不服申立て及び訴訟に関する事 市議会との連絡に関する事 各行政委員会等との連絡に関する事 防災行政無線に関する事 防災及び災害対策に関する事 国民保護に関する事 長の事務引継に関する事 公印に関する事 文書管理に関する事 |
| | | 行政防災室 | 危機管理 担当 法制 広報 担当 | |

| | | | |
|-----|--|---|---|
| | | | <p>情報公開に関すること。 個人情報の保護に関すること。 庁中の風紀保持に関すること。 当直に関すること。 認可地縁団体に関すること。 奥秋彦之奨学基金に関すること。 指定管理者選考委員会に関すること。 都留市いじめ問題再調査委員会に関すること。 他の課の所管に属しない事項に関すること。</p> |
| 企画課 | <p>企画担当 政策推進担当 情報政策担当 ふるさと納税戦略室</p> | <p>重要な政策の形成に関すること。 市政の基本的施策の企画及び推進に関すること。 総合計画の策定及び進行管理に関すること。 庁議に関すること。 諸事業計画の調整に関すること。 各課の連絡調整に関すること。 地方分権に関すること。 行財政改革の推進に関すること。 公共施設マネジメントに関すること。 総合教育会議に関すること。 広域行政に関すること。 住宅新築資金等貸付金の管理に関すること。 公立大学法人都留文科大学に関すること。 都留市公立大学法人評価委員会に関すること。 市内高等教育機関との連携に関すること。 情報化施策の企画、推進及び総合調整に関すること。 社会保障・税番号制度等の総合調整に関すること。 情報処理業務に関すること。 情報ネットワークの運用管理に関すること。 行政手続のICT化に関すること。 情報セキュリティ対策に関すること。 地方創生に関すること。 生涯活躍のまち・つる事業の推進に関すること。 地域交流拠点の管理運営に関すること。 移住・定住促進に関すること。 ふるさと納税に関すること。</p> | |
| 財務課 | <p>財政担当 管財担当 契約担当</p> | <p>財政計画に関すること。 予算に関すること。 財政状況の公表に関すること。 地方交付税等交付金(固定資産税に関するものを除く。)に関すること。</p> | |

| | | | |
|-----|-----|------------------|--|
| | | | <p>市債に関すること。 普通財産の取得、管理及び処分に関すること。 庁内施設等の維持管理に関すること。 車両の管理及び整備に関すること。 公有財産等の登記に関すること。 財産区に関すること。 用地取得の連絡調整に関すること。 土地開発公社との連絡調整に関すること。 営繕に関すること。 工事請負、物品購入、修繕その他の契約に関すること。 入札参加資格に関すること。 工事、修繕等の検査立会に関すること。 工事の検査に関すること。 検査記録に関すること。 工事の技術標準施行管理に関すること。 工法技術の指導助言に関すること。</p> |
| 市民部 | 市民課 | 市民窓口担当 保険年金担当 | <p>住民基本台帳に関すること。 戸籍に関すること。 所管に係る各種届書の受付及び各種証明書の交付に関すること。 印鑑登録に関すること。 住民異動に伴う関係課及び選挙管理委員会への通知に関すること。 住民基本台帳ネットワークに関すること。 個人番号カードに関すること。 人口動態及び居住実態把握に関すること。 埋火葬・改葬の許可及び火葬場の使用許可に関すること。 在留関係事務に関すること。 犯罪人名簿に関すること。 自動車臨時運行許可に関すること。 自衛官募集事務に関すること。 法律相談に関すること。 結婚相談に関すること。 行政相談委員に関すること。 人権擁護委員に関すること。 消費生活に関すること。 消費生活用製品安全法に基づく表示監視に関すること。 家庭用品品質表示法に基づく表示監視及び公表に関すること。 住居表示に関すること。 国民年金に関すること。</p> |

| | | |
|-------|-------------------------|--|
| | | <p>国民健康保険事業に関すること。</p> <p>老人医療助成に関すること。</p> <p>介護保険の第2号被保険者の資格に関すること。</p> <p>後期高齢者医療保険に関すること。</p> <p>いきいきプラザ都留連絡窓口に関すること。</p> |
| 税務課 | 市民税担当 資産税担当 収納対策室 | <p>個人市県民税及び法人市民税の賦課調定に関すること。</p> <p>軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課調定に関すること。</p> <p>原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識に関すること。</p> <p>国民健康保険税の賦課調定に関すること。</p> <p>介護保険料の賦課調定に関すること。</p> <p>市税等に係る諸証明に関すること。</p> <p>固定資産の調査、評価及び賦課調定に関すること。</p> <p>国有資産等所在市町村交付金及び納付金の賦課調定に関すること。</p> <p>市税等の収納に関すること。</p> <p>市税等の督促状の発行に関すること。</p> <p>市税等の未収金の徴収及び徴収猶予に関すること。</p> <p>滞納処分及び交付要求に関すること。</p> <p>市税等の徴収嘱託及び受託に関すること。</p> <p>個人県民税の送納に関すること。</p> <p>介護保険料の収納に関すること。</p> <p>後期高齢者医療保険料の収納に関すること。</p> <p>過誤納金の整理に関すること。</p> |
| 地域環境課 | 地域振興担当 環境政策室 | <p>自治会に関すること。</p> <p>地域づくりに関すること。</p> <p>男女共同参画に関すること。</p> <p>防犯対策に関すること。</p> <p>協働のまちづくりの推進に関すること。</p> <p>市民活動に関すること。</p> <p>地域公共交通に関すること。</p> <p>交通安全に関すること。</p> <p>セーフコミュニティに関すること。</p> <p>安全・安心ステーションの管理運営に関すること。</p> <p>再犯防止に関すること。</p> <p>空家等対策に関すること。</p> <p>環境衛生に関すること。</p> <p>ねずみ及び衛生害虫の駆除に関すること。</p> |

| | | | |
|---------------|---------|--------------------|--|
| | | | <p>犬の登録、鑑札の交付及び狂犬病予防に関する こと。 浄化槽に関すること。 公衆衛生に関すること。 環境保全に関すること。 公害防止に関すること。 騒音、振動、悪臭の規制地域指定・規制基準の 設定に関すること。 環境美化運動の計画及び実践に関すること。 不法投棄防止対策に関すること。 リサイクルの推進に関すること。 死亡獣畜取扱場以外における処理の許可に関す ること。 動物の愛護及び管理並びに飼養又は収容の許可 に関すること。 外来生物(有害鳥獣を除く。)の防除に関するこ と。 地球温暖化対策に関すること。 環境教育に関すること。 食品ロス削減の推進に関すること。 家中川小水力市民発電所の管理運営に関するこ と。 エネルギー対策に関すること。 地下水資源保護に関すること。 火葬場の管理に関すること。 墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可等に関する こと。 一般廃棄物の収集運搬、処理及び清掃に関する こと。 動物の死体処理に関すること。 ごみの減量化対策に関すること。 大月都留広域事務組合に関すること。 富士・東部広域環境事務組合に関すること。</p> |
| 福祉 保健 部 | 福祉 課 | 地域福祉担当 障がい者支援担当 | <p>地域福祉計画に関すること。 社会福祉統計に関すること。 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 民生委員及び児童委員に関すること。 社会福祉法人の設立の認可、定款の変更及び解 散の認可、社会福祉法人に対する業務停止命令 及び監査に関すること。 戦傷病者及び戦没者遺族に関すること。 軍人恩給に関すること。 日本赤十字社に関すること。 生活保護法による保護に関すること。</p> |

| | | | |
|---------------|-------------------------|--------------------|--|
| | | | <p>中国残留邦人等の支援に関する事 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事 生活困窮者自立支援法に関する事 福祉有償運送に関する事 災害弔慰金に関する事 その他地域福祉に関する事 障がい者福祉に係る施策の企画、調整及び推進に関する事 障がい者の相談業務に関する事 身体障がい者福祉に関する事 知的障がい者福祉に関する事 精神障がい者福祉に関する事 精神障がい者医療保護入院に関する事 心身障がい者(児)に係る手当に関する事 障がい者の成年後見人制度利用支援に関する事 山梨県障害者幸住条例に基づく特定施設に関する事 障がい者の虐待防止及び障がい者の養護者に対する支援等に関する事 基幹相談支援センターに関する事</p> |
| 長寿 介護 課 | 介護保険担当 | | <p>介護保険事業計画の策定等に関する事 介護保険給付に関する事</p> |
| | 高年齢者支援室 (地域包括支援センター) | 高年齢者福祉担当 包括支援担当 | <p>要介護認定及び要支援認定に関する事 介護保険被保険者の資格に関する事 指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定等に関する事 その他介護保険に関する事 老人福祉法に基づく措置対策事業に関する事 寿賀祝事業に関する事 高齢者の社会活動への参加支援に関する事 老人クラブへの補助金に関する事 高齢者の在宅福祉事業に関する事 老人保健福祉計画の策定等に関する事 その他高齢者福祉に関する事 介護予防の普及・啓発に関する事 介護予防ケアマネジメントに関する事 地域包括ケアシステムの推進に関する事 認知症の予防及び支援体制に関する事 地域包括ケアシステムの推進に関する事 高齢者の総合相談に関する事</p> |

| | | | |
|------------|----------|----------------------------|---|
| | | | <p>高齢者の権利擁護に関すること。</p> <p>高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関すること。</p> <p>居宅介護支援専門員の支援及び資質の向上に関すること。</p> <p>高齢者の生活支援体制に関すること。</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。</p> <p>在宅医療・介護連携推進事業に関すること。</p> <p>指定介護予防支援事業所の運営に関すること。</p> <p>その他地域支援事業に関すること。</p> |
| 健康 子育て課 | 子育て包括支援室 | 子育て支援担当 保育担当 子ども家庭担当 | <p>児童手当に関すること。</p> <p>すこやか子育て医療費助成金の支給に関すること。</p> <p>未熟児養育医療の給付に関すること。</p> <p>児童福祉に関すること。</p> <p>児童扶養手当に関すること。</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。</p> <p>ひとり親家庭医療費助成に関すること。</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。</p> |
| | 健康づくり担当 | | <p>児童虐待の防止に関すること。</p> <p>保育の実施及び保育料に関すること。</p> <p>認定こども園、幼稚園等の就園に関すること。</p> <p>認可外保育施設に関すること。</p> <p>放課後児童健全育成事業に関すること。</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業に関すること。</p> <p>病児・病後児保育事業に関すること。</p> <p>休日保育に関すること。</p> <p>地域子育て支援拠点事業に関すること。</p> <p>子ども・子育て支援新制度に関すること。</p> <p>その他子育てに関すること。</p> <p>要保護児童対策地域協議会に関すること。</p> <p>子育て世代包括支援センターに関すること。</p> <p>子ども家庭総合支援拠点に関すること。</p> <p>健康づくりの推進に関すること。</p> <p>健康増進計画の推進に関すること。</p> <p>成人及び高齢者の保健事業に関すること。</p> <p>母子保健事業に関すること。</p> <p>食育及び食生活改善に関すること。</p> <p>感染症予防に関すること。</p> <p>予防接種に関すること。</p> <p>献血に関すること。</p> |

| | | | |
|---------------|---------|--|---|
| | | | <p>看護師等奨学金に関すること。 医療機関との連絡に関すること。 保健活動における地域組織に関すること。 精神保健事業に関すること。 歯科保健に関すること。 休日夜間急患診療体制整備事業に関すること。 小児救急医療事業に関すること。 その他医療体制の充実にに関すること。 入所児童の保育に関すること。 その他宝保育所の管理運営に関すること。</p> |
| | | 宝保育所 | <p>入所児童の保育に関すること。 その他宝保育所の管理運営に関すること。</p> |
| 産業 建設 部 | 産業 課 | <p>農林振興担当 商工観光担当 企業誘致推進室</p> | <p>農業の振興に関すること。 農業振興地域の整備計画に関すること。 農業経営基盤強化促進対策に関すること。 農山漁村の6次産業化に関すること。 農用地の利用増進に関すること。 経営所得安定対策に関すること。 就農支援対策に関すること。 高収益作物(果樹)の導入に関すること。 畜産業の振興に関すること。 農作物病虫害防除に関すること。 農業関係団体等に関すること。 農林業の金融に関すること。 鳥獣保護に関すること 有害鳥獣対策に関すること。 内水面漁業に関すること。 土地改良事業の推進に関すること。 圃場整備事業に関すること。 道の駅つるの管理運営に関すること。 森林経営管理制度に関すること。 林地台帳の維持管理に関すること。 森林法等に係る諸手続きに関すること。 緑化推進に関すること。 市民農園に関すること。 外来生物(有害鳥獣に限る。)の防除に関するこ と。 商工業の育成振興に関すること。 商工業金融に関すること。 商工業団体に関すること。 企業誘致に関すること。 工場立地に関すること。 商店街の振興に関すること。 発明考案に関すること。</p> |

| | | |
|---------|---|--|
| | | <p>計量器検査に関すること。 統計及び市勢の調査に関すること。 勤労者の福祉に関すること。 労働関係機関に関すること。 高齢者の雇用に関すること。 中小企業労使関係に関すること。 観光資源の保護、活用及び開発に関すること。 宝の山ふれあいの里の管理運営に関すること。 都留いきものふれあいの里の管理運営に関する こと。 戸沢の森和みの里の管理運営に関すること。 観光関係団体との連絡調整に関すること。</p> |
| 建設 課 | <p>管理担当 道路河川担当 都市計画担当 建築住宅担当</p> | <p>道路及び河川の管理に関すること。 道路及び橋梁の台帳に関すること。 道路等の統計調査に関すること。 都留市公共物の管理に関すること。 地籍調査に関すること。 道路及び橋梁の新設改良維持に関すること。 農林業用施設の新設改良維持に関すること。 河川及び水路の新設改良維持に関すること。 治山に関すること。 その他土地事務に関すること。 都市計画の調査に関すること。 都市計画の決定に関すること。 都市計画施設等の区域内の建築の許可に関する こと。 路外駐車場及び特定路外駐車場設置の届出の受 理に関すること。 土地利用対策に関すること。 国土利用計画法に基づく業務に関すること。 開発事業の適正化指導に関すること。 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地 を譲渡する場合の届出及び土地買取りの申出受 理、協議を行う団体の決定等に関すること。 地価公示法に基づく業務に関すること。 公園事業に関すること。 街路事業に関すること。 国道及び県道の建設に関すること。 土地区画整理事業の計画及び推進に関するこ と。 土地区画整理事業の施行地区内における建築行 為等の許可に関すること。 景観計画に関すること。 建築基準法の施行に関すること。</p> |

| | | | |
|---------------|-------------------------|--|---|
| | | | 建築物の耐震の促進に関すること。 市営住宅等の管理に関すること。 市営住宅等の調査及び計画に関すること。 市営住宅の入居に関すること。 特定優良賃貸住宅の供給計画の認定等に関する こと。 マンション建替事業に関すること。 その他建築及び住宅に関すること。 |
| 上下 水道 課 | 下水道担当 簡易水道担当 工務担当 | | 下水道事業の事業計画に関すること。 下水道事業の推進に関すること。 流域下水道との連絡調整に関すること。 下水道施設の建設に関すること。 下水道施設の維持管理に関すること。 市営簡易水道事業の新設、改良等の計画及びそ の実施に関すること。 市営簡易水道の維持管理に関すること。 市営簡易水道料金の調定及び収納に関するこ と。 市営簡易水道用水の供給及び記録に関するこ と。 市営簡易水道給水装置に関すること。 市営簡易水道を除く簡易水道の指導及び助成に 関すること。 |

(都留市事案決定規則の一部改正)

第2条 都留市事案決定規則(平成10年都留市規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

| 地域環境課 | | | | 備考 |
|----------------------------|------|----|----|----|
| 項目 | 決定区分 | | | |
| | 副市長 | 部長 | 課長 | |
| 1 自治会に関する事項 | | | | |
| (1) 自治会の連絡調整に関すること。 | | | ○ | |
| (2) 防犯及び防犯協会に関すること。 | | | ○ | |
| 2 市民活動に関する事項 | | | | |
| (1) 市民活動の推進に関すること。 | | | ○ | |
| (2) まちづくり市民活動支援センターに関すること。 | | | ○ | |
| 3 交通安全対策に関する事項 | | | | |
| (1) 交通安全対策事業の計画に関すること。 | | ○ | | |

| | | | | |
|--|----|----|----|--|
| (2) 交通安全思想の啓発に関する事 | | | ○ | |
| 4 安全安心なまちづくりに関する事項 | | | | |
| (1) セーフコミュニティに関する事 | 重要 | 一般 | 軽易 | |
| (2) 安全・安心ステーションに関する事 | | | ○ | |
| 5 環境保全に関する事項 | | | | |
| (1) 一般廃棄物処理計画の進行管理に関する事 | ○ | | | |
| (2) 公害防止に係る特定事業開始、変更及び廃止の届出の受理に関する事 | | | ○ | |
| (3) 公害防止についての必要な措置指導又は勧告及びこれらに伴う改善後の確認に関する事 | | ○ | | |
| (4) 公害防止についての措置命令及び一時停止命令並びにこれに伴う改善後の確認に関する事 | | ○ | | |
| (5) 騒音、振動、悪臭の規制地域指定・規制基準の設定に関する事 | ○ | | | |
| (6) 事業所等の公害調査に関する事 | | | ○ | |
| (7) 公害に係る事業所等の立入検査に関する事 | | ○ | | |
| (8) 一般廃棄物の処理に係る指導に関する事 | | | ○ | |
| (9) 環境美化運動の推進に関する事 | | | ○ | |
| (10) 不法投棄物の監視及び措置に関する事 | | | ○ | |
| (11) 消毒機等の貸与及び運用に関する事 | | | ○ | |
| (12) 空き地に繁茂した雑草に係る措置に関する事 | | | ○ | |
| (13) ねずみ及び衛生害虫の駆除並びに消毒に関する事 | | | ○ | |
| (14) 犬の登録及び狂犬病予防に関する事 | | | ○ | |
| (15) 野犬対策に関する事 | | | ○ | |
| (16) 動物の飼養又は収容の許可に関する事 | | | ○ | |
| (17) 動物の死体処理に関する事 | | | ○ | |
| (18) 廃棄物の減量化及び再資源化に関する事 | | ○ | | |
| (19) 生ごみ処理機及び生ごみ処理容器に関する事 | | | ○ | |
| (20) 一般廃棄物の収集、運搬業者等の許可及び取消しに関する事 | | ○ | | |
| (21) 地下水資源保護に関する事 | 重要 | 一般 | 軽易 | |
| (22) 特定空家等の措置に関する事 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| (23) 管理不全空家等の措置に関する事 | | | ○ | |
| (24) 環境教育に関する事 | | | ○ | |
| (25) 食品ロス削減の推進に関する事 | | | ○ | |
| 6 その他の業務に関する事項 | | | | |

| | | | | |
|--------------------------------------|---|--|--|--|
| (1) 墓地、納骨堂、火葬場の経営許可及び使用禁止に関する こと。 | ○ | | | |
|--------------------------------------|---|--|--|--|

を

| 地域環境課 | | | | |
|--|------|----|----|----|
| 項目 | 決定区分 | | | 備考 |
| | 副市長 | 部長 | 課長 | |
| 1 自治会に関する事項 | | | | |
| (1) 自治会の連絡調整に関すること。 | | | ○ | |
| (2) 防犯及び防犯協会に関すること。 | | | ○ | |
| 2 市民活動に関する事項 | | | | |
| (1) 市民活動の推進に関すること。 | | | ○ | |
| (2) まちづくり市民活動支援センターに関すること。 | | | ○ | |
| 3 交通安全対策に関する事項 | | | | |
| (1) 交通安全対策事業の計画に関すること。 | | ○ | | |
| (2) 交通安全思想の啓発に関すること。 | | | ○ | |
| 4 安全安心なまちづくりに関する事項 | | | | |
| (1) セーフコミュニティに関すること。 | 重要 | 一般 | 軽易 | |
| (2) 安全・安心ステーションに関すること。 | | | ○ | |
| (3) 再犯防止に関すること。 | | | ○ | |
| 5 環境保全に関する事項 | | | | |
| (1) 一般廃棄物処理計画の進行管理に関すること。 | ○ | | | |
| (2) 公害防止に係る特定事業開始、変更及び廃止の届出の受理 に関すること。 | | | ○ | |
| (3) 公害防止についての必要な措置指導又は勧告及びこれらに 伴う改善後の確認に関すること。 | | ○ | | |
| (4) 公害防止についての措置命令及び一時停止命令並びにこれ に伴う改善後の確認に関すること。 | | ○ | | |
| (5) 騒音、振動、悪臭の規制地域指定・規制基準の設定に関する こと。 | ○ | | | |
| (6) 事業所等の公害調査に関すること。 | | | ○ | |
| (7) 公害に係る事業所等の立入検査に関すること。 | | ○ | | |
| (8) 一般廃棄物の処理に係る指導に関すること。 | | | ○ | |
| (9) 環境美化運動の推進に関すること。 | | | ○ | |
| (10) 不法投棄物の監視及び措置に関すること。 | | | ○ | |
| (11) 消毒機等の貸与及び運用に関すること。 | | | ○ | |

| | | | | |
|----------------------------------|----|----|----|--|
| (12) 空き地に繁茂した雑草に係る措置に関する事 | | | ○ | |
| (13) ねずみ及び衛生害虫の駆除並びに消毒に関する事 | | | ○ | |
| (14) 犬の登録及び狂犬病予防に関する事 | | | ○ | |
| (15) 野犬対策に関する事 | | | ○ | |
| (16) 動物の愛護及び管理並びに飼養又は収容の許可に関する事 | | | ○ | |
| (17) 動物の死体処理に関する事 | | | ○ | |
| (18) 廃棄物の減量化及び再資源化に関する事 | | ○ | | |
| (19) 生ごみ処理機及び生ごみ処理容器に関する事 | | | ○ | |
| (20) 一般廃棄物の収集・運搬業者等の許可及び取消しに関する事 | | ○ | | |
| (21) 地下水資源保護に関する事 | 重要 | 一般 | 軽易 | |
| (22) 特定空家等の措置に関する事 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| (23) 管理不全空家等の措置に関する事 | | | ○ | |
| (24) 環境教育に関する事 | | | ○ | |
| (25) 食品ロス削減の推進に関する事 | | | ○ | |
| (26) 一般廃棄物の収集運搬に関する事 | 重要 | 一般 | 軽易 | |
| (27) 外来生物(有害鳥獣を除く。)の防除に関する事 | | | ○ | |
| 6 その他の業務に関する事項 | | | | |
| (1) 墓地、納骨堂、火葬場の経営許可及び使用禁止に関する事 | ○ | | | |

に、

| 健康子育て課 項目 | 決定区分 | | | 備考 |
|------------------------------------|------|----|----|----|
| | 副市長 | 部長 | 課長 | |
| 1 児童福祉に関する事項 | | | | |
| (1) 保育の実施の決定に関する事 | | | ○ | |
| (2) 保育の退所の許可に関する事 | | | ○ | |
| (3) 保育の入所許可の取消しに関する事 | | ○ | | |
| (4) 保育料の徴収に関する事 | | | ○ | |
| (5) 子育て支援事業に関する情報の提供並びに相談及び助言に関する事 | | | ○ | |

| | | | | |
|--|--|--------|--------|--|
| (6) 子育て支援事業の利用のあっせん又は調整及び子育て支援事業を行う者に対する利用の要請に関する事 | | | ○ | |
| (7) 子育て支援事業に関する事項の届出の受理に関する事 | | | ○ | |
| (8) 要保護児童の通告を受けた場合における当該要保護児童の状況の把握に関する事 | | | ○ | |
| (9) 助産又は母子保護の実施による費用の徴収に関する事 | | | ○ | |
| (10) 児童扶養手当の受給資格の認定 | | ○ | | |
| (11) 児童扶養手当の支給期間及び支払期月の決定に関する事 | | | ○ | |
| (12) 児童扶養手当の額の改定に関する事 | | | ○ | |
| (13) 児童扶養手当の支給停止の決定 | | 重 要 | 一 般 | |
| (14) 児童扶養手当の支払の一時差止めの決定 | | ○ | | |
| (15) 児童扶養手当に係る不正利得の徴収額の決定に関する事 | | ○ | | |
| (16) その他児童扶養手当に関する事 | | | ○ | |
| (17) 特別児童扶養手当に関する事 | | | ○ | |
| (18) 児童福祉手当の受給資格の認定 | | ○ | | |
| (19) 児童福祉手当の支給停止の決定 | | 重 要 | 一 般 | |
| (20) 児童福祉手当の一時差止めの決定 | | ○ | | |
| (21) 児童福祉手当に係る不正利得の徴収額の決定に関する事 | | ○ | | |
| (22) その他児童福祉手当に関する事 | | | ○ | |
| 2 児童手当に関する事項 | | | | |
| (1) 児童手当の認定支給に関する事 | | | ○ | |
| 3 すこやか子育て医療費助成金に関する事項 | | | | |
| (1) すこやか子育て医療費助成金の受給資格に関する事 | | | ○ | |
| (2) すこやか子育て医療費助成金の支給に関する事 | | | ○ | |
| 4 未熟児養育医療の給付に関する事項 | | | | |
| (1) 未熟児養育医療の給付に関する事 | | | ○ | |
| (2) 未熟児養育医療の給付に係る徴収金に関する事 | | | ○ | |
| 5 母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事項 | | | | |
| (1) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給に関する事 | | | ○ | |
| (2) 自立支援教育訓練給付金に関する事 | | | ○ | |
| (3) 高等技能訓練促進費等給付金に関する事 | | | ○ | |
| (4) ひとり親家庭医療費助成金の支給に関する事 | | | ○ | |
| (5) ひとり親家庭医療費助成金の返還に関する事 | | ○ | | |
| 6 子育て支援に関する事項 | | | | |

| | | | | |
|---|--|---|---|--|
| (1) 子ども・子育て支援に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。 | | ○ | | |
| (2) 地域子育て支援拠点事業に関すること。 | | | ○ | |
| (3) ファミリー・サポート・センター事業に関すること。 | | | ○ | |
| (4) 要保護児童対策地域協議会に関すること。 | | ○ | | |
| (5) 子育て世代包括支援センターに関すること。 | | | ○ | |
| 7 保健事業に関する事項 | | | | |
| (1) 健康増進計画に関すること。 | | ○ | | |
| (2) 健康増進法等に基づく保健事業の企画及び立案に関すること。 | | ○ | | |
| (3) 母子健康法等に基づく母子保健事業の企画及び立案に関すること。 | | ○ | | |
| (4) 予防接種法に基づく予防接種事業の企画及び立案に関すること。 | | ○ | | |
| (5) 健康増進法等に基づく保健事業業務に関すること。 | | | ○ | |
| (6) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診・特定保健指導に関すること。 | | | ○ | |
| (7) 母子保健法等に基づく母子保健業務に関すること。 | | | ○ | |
| (8) 感染症予防法及び予防接種法に基づく感染症予防業務に関すること。 | | | ○ | |
| (9) 予防接種による健康被害の救済措置に関する調査及び報告に関すること。 | | ○ | | |
| (10) 歯科保健事業に関すること。 | | | ○ | |
| (11) 食育及び食生活改善事業に関すること。 | | | ○ | |
| (12) 精神保健事業に関すること。 | | | ○ | |
| (13) 休日夜間急患診療体制整備に関すること。 | | | ○ | |
| 8 宝保育所の管理運営に関する事項 | | | | |
| (1) 入所児童の保育に関すること。 | | | ○ | |
| (2) 保育時間の伸縮又は変更に関すること。 | | | ○ | |
| (3) 日課及び年間行事計画に関すること。 | | | ○ | |
| (4) 帳簿の管理に関すること。 | | | ○ | |

を

| 健康子育て課 項目 | 決定区分 | | | 備考 |
|--------------|------|----|----|----|
| | 副市長 | 部長 | 課長 | |
| 1 児童福祉に関する事項 | | | | |

| | | | | |
|--|--|----|----|--|
| (1) 保育の実施の決定に関する事 | | | ○ | |
| (2) 保育の退所の許可に関する事 | | | ○ | |
| (3) 保育の入所許可の取消しに関する事 | | ○ | | |
| (4) 保育料の徴収に関する事 | | | ○ | |
| (5) 認可外保育施設に係る届出等の受理、施設の立入検査、勧告等に関する事 | | | ○ | |
| (6) 子育て支援事業に関する情報の提供並びに相談及び助言に関する事 | | | ○ | |
| (7) 子育て支援事業の利用のあっせん又は調整及び子育て支援事業を行う者に対する利用の要請に関する事 | | | ○ | |
| (8) 子育て支援事業に関する事項の届出の受理に関する事 | | | ○ | |
| (9) 要保護児童の通告を受けた場合における当該要保護児童の状況の把握に関する事 | | | ○ | |
| (10) 助産又は母子保護の実施による費用の徴収に関する事 | | | ○ | |
| (11) 児童扶養手当の受給資格の認定 | | ○ | | |
| (12) 児童扶養手当の支給期間及び支払期月の決定に関する事 | | | ○ | |
| (13) 児童扶養手当の額の改定に関する事 | | | ○ | |
| (14) 児童扶養手当の支給停止の決定 | | 重要 | 一般 | |
| (15) 児童扶養手当の支払の一時差止めの決定 | | ○ | | |
| (16) 児童扶養手当に係る不正利得の徴収額の決定に関する事 | | ○ | | |
| (17) その他児童扶養手当に関する事 | | | ○ | |
| (18) 特別児童扶養手当に関する事 | | | ○ | |
| (19) 児童福祉手当の受給資格の認定 | | ○ | | |
| (20) 児童福祉手当の支給停止の決定 | | 重要 | 一般 | |
| (21) 児童福祉手当の一時差止めの決定 | | ○ | | |
| (22) 児童福祉手当に係る不正利得の徴収額の決定に関する事 | | ○ | | |
| (23) その他児童福祉手当に関する事 | | | ○ | |
| 2 児童手当に関する事項 | | | | |
| (1) 児童手当の認定支給に関する事 | | | ○ | |
| 3 すこやか子育て医療費助成金に関する事項 | | | | |
| (1) すこやか子育て医療費助成金の受給資格に関する事 | | | ○ | |
| (2) すこやか子育て医療費助成金の支給に関する事 | | | ○ | |
| 4 未熟児養育医療の給付に関する事項 | | | | |
| (1) 未熟児養育医療の給付に関する事 | | | ○ | |
| (2) 未熟児養育医療の給付に係る徴収金に関する事 | | | ○ | |

| | | | | | |
|------|---------------------------------------|--|---|---|--|
| 5 | 母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事項 | | | | |
| (1) | 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給に関すること。 | | | ○ | |
| (2) | 自立支援教育訓練給付金に関すること。 | | | ○ | |
| (3) | 高等技能訓練促進費等給付金に関すること。 | | | ○ | |
| (4) | ひとり親家庭医療費助成金の支給に関すること。 | | | ○ | |
| (5) | ひとり親家庭医療費助成金の返還に関すること。 | | ○ | | |
| 6 | 子育て支援に関する事項 | | | | |
| (1) | 子ども・子育て支援に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。 | | ○ | | |
| (2) | 地域子育て支援拠点事業に関すること。 | | | ○ | |
| (3) | ファミリー・サポート・センター事業に関すること。 | | | ○ | |
| (4) | 要保護児童対策地域協議会に関すること。 | | ○ | | |
| (5) | 子育て世代包括支援センターに関すること。 | | | ○ | |
| 7 | 保健事業に関する事項 | | | | |
| (1) | 健康増進計画に関すること。 | | ○ | | |
| (2) | 健康増進法等に基づく保健事業の企画及び立案に関すること。 | | ○ | | |
| (3) | 母子健康法等に基づく母子保健事業の企画及び立案に関すること。 | | ○ | | |
| (4) | 予防接種法に基づく予防接種事業の企画及び立案に関すること。 | | ○ | | |
| (5) | 健康増進法等に基づく保健事業業務に関すること。 | | | ○ | |
| (6) | 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診・特定保健指導に関すること。 | | | ○ | |
| (7) | 母子保健法等に基づく母子保健業務に関すること。 | | | ○ | |
| (8) | 感染症予防法及び予防接種法に基づく感染症予防業務に関すること。 | | | ○ | |
| (9) | 予防接種による健康被害の救済措置に関する調査及び報告に関すること。 | | ○ | | |
| (10) | 歯科保健事業に関すること。 | | | ○ | |
| (11) | 食育及び食生活改善事業に関すること。 | | | ○ | |
| (12) | 精神保健事業に関すること。 | | | ○ | |
| (13) | 休日夜間急患診療体制整備に関すること。 | | | ○ | |
| 8 | 宝保育所の管理運営に関する事項 | | | | |
| (1) | 入所児童の保育に関すること。 | | | ○ | |
| (2) | 保育時間の伸縮又は変更に関すること。 | | | ○ | |
| (3) | 日課及び年間行事計画に関すること。 | | | ○ | |
| (4) | 帳簿の管理に関すること。 | | | ○ | |

に、

| 産業課 項目 | 決定区分 | | | 備考 |
|--------------------------------------|------|----|----|----|
| | 副市長 | 部長 | 課長 | |
| 1 農政に関する事項 | | | | |
| (1) 農業振興地域整備計画に関すること。 | 重要 | 一般 | | |
| (2) 農業振興資金等の融資及び利子補給に関すること。 | | | ○ | |
| (3) 農業経営基盤強化促進対策に関すること。 | | | ○ | |
| (4) 農業振興に係る推進対策に関すること。 | | 重要 | 一般 | |
| (5) 高収益作物(果樹)の導入に関すること。 | | | ○ | |
| (6) 経営所得安定対策に関すること。 | | | ○ | |
| (7) 農業生産基盤整備に関すること。 | 重要 | 一般 | | |
| (8) 農産物の生産及び改良指導に関すること。 | | | ○ | |
| (9) 道の駅つるの会館時間、休館日及び料金の減免に関する こと。 | | 重要 | 一般 | |
| (10) 就農支援対策に関すること。 | | | ○ | |
| (11) 農産物の災害防止及び被害の認定に関すること。 | | | ○ | |
| 2 林政に関すること。 | | | | |
| (1) 森林法等に係る諸手続きに関すること。 | | | ○ | |
| (2) 森林所有者への意向調査の実施に関すること。 | | | ○ | |
| (3) 経営管理権集積計画の作成に関すること。 | | ○ | | |
| (4) 林地台帳の維持管理に関すること。 | | | ○ | |
| (5) 緑化推進に関すること。 | | | ○ | |
| (6) 鳥獣の保護及び駆除に関すること。 | | | ○ | |
| (7) 有害鳥獣対策に関すること。 | | | ○ | |
| 3 商工業に関する事項 | | | | |
| (1) 商工業振興施策事業計画に関すること。 | | ○ | | |
| (2) 各種商工業啓蒙宣伝の実施に関すること。 | | | ○ | |
| (3) 商工業関係団体に関すること。 | | | ○ | |
| (4) 中小企業資金の融資に関すること。 | ○ | | | |
| (5) 企業誘致に関すること。 | 軽易 | | | |
| (6) 工場立地に関すること。 | 重要 | 一般 | 軽易 | |
| 4 統計に関する事項 | | | | |

| | | | | |
|------------------------|--|---|---|--|
| (1) 統計調査に関する事 | | | ○ | |
| 5 労政に関する事項 | | | | |
| (1) 労働問題の調査研究に関する事 | | | ○ | |
| (2) 労働関係機関及び連絡調整に関する事 | | | ○ | |
| (3) 雇用促進に関する事 | | | ○ | |
| (4) 高齢者の雇用に関する事 | | | ○ | |
| (5) 勤労者福祉事業に関する事 | | | ○ | |
| 6 観光に関する事項 | | | | |
| (1) 観光施設の整備管理に関する事 | | | ○ | |
| (2) 観光資源の利用、保全、開発に関する事 | | | ○ | |
| (3) 郷土観光イベントに関する事 | | ○ | | |
| (4) 観光関係団体の連絡調整に関する事 | | | ○ | |
| 7 発明に関する事項 | | | | |
| (1) 発明に関する事 | | ○ | | |

を

| 産業課 項目 | 決定区分 | | | 備考 |
|--------------------------------|------|----|----|----|
| | 副市長 | 部長 | 課長 | |
| 1 農政に関する事項 | | | | |
| (1) 農業振興地域整備計画に関する事 | 重要 | 一般 | | |
| (2) 農業振興資金等の融資及び利子補給に関する事 | | | ○ | |
| (3) 農業経営基盤強化促進対策に関する事 | | | ○ | |
| (4) 農業振興に係る推進対策に関する事 | | 重要 | 一般 | |
| (5) 高収益作物(果樹)の導入に関する事 | | | ○ | |
| (6) 経営所得安定対策に関する事 | | | ○ | |
| (7) 農業生産基盤整備に関する事 | 重要 | 一般 | | |
| (8) 農産物の生産及び改良指導に関する事 | | | ○ | |
| (9) 道の駅つるの会館時間、休館日及び料金の減免に関する事 | | 重要 | 一般 | |
| (10) 就農支援対策に関する事 | | | ○ | |
| (11) 農産物の災害防止及び被害の認定に関する事 | | | ○ | |
| 2 林政に関する事 | | | | |
| (1) 森林法等に係る諸手続きに関する事 | | | ○ | |

| | | | | |
|----------------------------|----|----|----|--|
| (2) 森林所有者への意向調査の実施に関する事 | | | ○ | |
| (3) 経営管理権集積計画の作成に関する事 | | ○ | | |
| (4) 林地台帳の維持管理に関する事 | | | ○ | |
| (5) 緑化推進に関する事 | | | ○ | |
| (6) 鳥獣の保護及び駆除に関する事 | | | ○ | |
| (7) 有害鳥獣対策に関する事 | | | ○ | |
| (8) 外来生物(有害鳥獣に限る。)の防除に関する事 | | | ○ | |
| 3 商工業に関する事項 | | | | |
| (1) 商工業振興施策事業計画に関する事 | | ○ | | |
| (2) 各種商工業啓蒙宣伝の実施に関する事 | | | ○ | |
| (3) 商工業関係団体に関する事 | | | ○ | |
| (4) 中小企業資金の融資に関する事 | ○ | | | |
| (5) 企業誘致に関する事 | 軽易 | | | |
| (6) 工場立地に関する事 | 重要 | 一般 | 軽易 | |
| 4 統計に関する事項 | | | | |
| (1) 統計調査に関する事 | | | ○ | |
| 5 労政に関する事項 | | | | |
| (1) 労働問題の調査研究に関する事 | | | ○ | |
| (2) 労働関係機関及び連絡調整に関する事 | | | ○ | |
| (3) 雇用促進に関する事 | | | ○ | |
| (4) 高齢者の雇用に関する事 | | | ○ | |
| (5) 勤労者福祉事業に関する事 | | | ○ | |
| 6 観光に関する事項 | | | | |
| (1) 観光施設の整備管理に関する事 | | | ○ | |
| (2) 観光資源の利用、保全、開発に関する事 | | | ○ | |
| (3) 郷土観光イベントに関する事 | | ○ | | |
| (4) 観光関係団体の連絡調整に関する事 | | | ○ | |
| 7 発明に関する事項 | | | | |
| (1) 発明に関する事 | | ○ | | |

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。